

大阪市此花区役所と SB イノベーション株式会社との
区の魅力発信等に関する連携協定書

大阪市此花区役所（以下「甲」という。）と SB イノベーション株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙がパートナーとして連携・協力して動画 SNS アプリケーション「NewTravel」（以下「本サービス」という。）を活用した効果的な区の魅力発信等の実現に向け、様々な取組を推進していくことを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）此花区の魅力発信に関すること
- （2）動画等のコンテンツを通じた、区内の観光スポット・店舗・イベント等に関する情報提供及び利用者の利便性向上に資する案内に関すること
- （3）区内の活性化及び回遊促進に関すること
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、合意の上、書面によって必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定は協定日から令和9年3月31日まで効力を発生する。ただし、甲及び乙のいずれかから、有効期間終了の1か月前までに改廃の申し入れがない場合は、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の効力）

第5条 この協定は法的拘束力を持つことを意図しておらず、またそのように解釈されないものとし、したがって具体的な権利義務を生じさせない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た秘密情報について、相手方の事前の書面による承認を得た場合又は法令等に定めがある場合を除

き、これを第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、第2条に定める連携内容の検討及び実施等において個人情報を取扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(本サービスに関して生じた事項等への対応)

第8条 本サービスの利用に関して生じた事項（法令または公序良俗に違反する行為、権利または利益を侵害する行為等を含む。）については、本サービスの利用規約に準ずる。

(協定の解除)

第9条 この協定の実施等において、甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- (1) 政治的行為を行ったと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合

(免責)

第10条 甲及び乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。ただし、第2条の規定による協力の実施により生じた問題について、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
大阪市此花区長 中島 政人

乙 東京都港区海岸1丁目7番1号
S B イノベーション株式会社
代表取締役 源田 泰之